

○ 10月1日に登録通知が未達の場合の売手の対応

○ 10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けるには、9月末までに登録申請書を提出する必要があるところ、提出した時期によっては、10月1日に登録通知書が届かないことも考えられる。

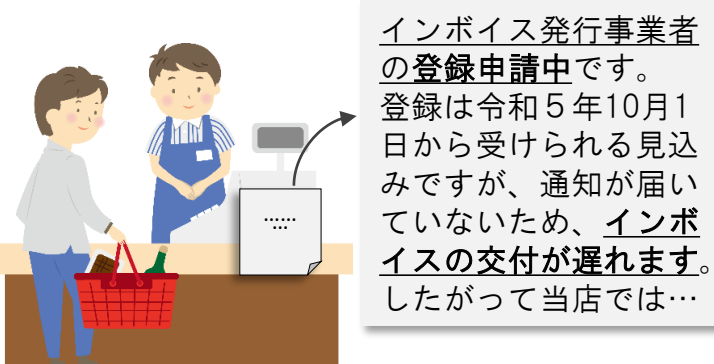
○ その場合、売手としては、

- ・ 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付**する
- ・ 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付し直す**
- ・ 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせ**する

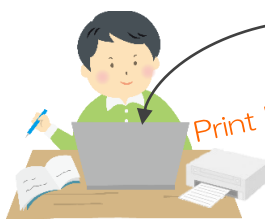
といった対応が考えられるが、そのような**事後的な対応が困難な小売店等**においては、以下のような対応が可能となる。

【小売店等の対応イメージ】

事前に**インボイスの交付が遅れる旨**を**事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせする



事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう



登録番号は『T1234...』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷する方法により、レシートと併せて保存してください。

買手側からの電話等に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう



T1234...です

登録番号を教えてください

Write!



※ これらは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いであり、登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要がある。